

1 1 農業生産法人等の特例

■ 肉用牛の売却による所得の課税特例

農業生産法人が飼育した肉用牛（売却価額が100万円未満又は一定の登録牛に限る）を家畜市場、中央卸売市場及び地方公共団体の条例に基づき開設された市場で農林水産大臣の承認を受けたものなどに売却した場合には、この売却利益に相当する金額は、所得の計算上損金に算入されます。

（注1）特例の見直し

平成23年の税制改正により、適用期限が平成27年3月31日まで延長されるとともに、以下の見直しが行われた。

ア 免税対象牛の売却頭数が年間1,500頭を超える場合には、その超える部分の所得については、免税対象から除外する（改正前は2,000頭）。

イ 免税対象牛の対象範囲から売却価額80万円以上の交雑種を除外する（改正前は100万円）。

※ この改正は、法人の平成24年4月1日以降の日を含む事業年度について適用する。

■ 現物出資による不動産取得税の特例

農業生産法人が現物出資を受ける場合の土地の取得には、不動産取得税は課せられません。

■ 農地の譲渡所得税の「800万円の特別控除制度」

農振農用地区域内の農地で、農業委員会の斡旋による場合、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画による場合、農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体に譲渡した場合は、譲渡所得について800万円の特別控除があります。

また、農業経営基盤強化促進法に基づく買入協議により農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体が買い入れる場合は、1,500万円の特別控除が受けられます。